

### 3：身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対し、身体拘束等の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行い、その内容は開催の都度、記録を作成します。

- ①定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ②新任者に対する身体拘束等適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

### 4：事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者又は身体拘束適正化担当者が、緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

### 5：やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ①委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、以下を検討・確認します。

- ・拘束による利用者の心身の弊害や拘束をしない場合のリスクについて
- ・身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているか、3要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、個別支援計画書に記載又は本人・家族に対する説明書を作成します。

また、身体拘束廃止に向けた取組改善の検討会を併せて行い、改善実施に努めます。

#### ②利用者や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を終え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者や家族に説明をした内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施します。